

独立行政法人環境再生保全機構 第 5 期中期目標 新旧対照表

(環境省)

改正後	現行
独立行政法人環境再生保全機構 第 5 期中期目標 令和 6 年 3 月 <u>(変更) 令和●年●月</u> 第 1 政策体系における法人の位置付け及び役割 (ミッション) (法人の使命) 独立行政法人環境再生保全機構 (以下「ERCA」という。) は、公害や石綿による健康被害対策、廃棄物処理対策等、社会問題化した環境に係る諸課題に対して国民の健康で文化的な生活を確保する役割を担うとともに、民間団体が行う環境の保全に関する活動の支援や環境政策に資する研究・技術開発の推進、気候変動適応策としての熱中症対策の推進、<u>地域生物多様性増進活動の促進</u>等による、持続可能な循環共生型の社会の実現を目指す役割も一体的に担うことにより、我が国が直面する環境、経済、社会に関わる複合的な危機や課題の解決に寄与する法人である。 (略)	独立行政法人環境再生保全機構 第 5 期中期目標 令和 6 年 3 月 第 1 政策体系における法人の位置付け及び役割 (ミッション) (法人の使命) 独立行政法人環境再生保全機構 (以下「ERCA」という。) は、公害や石綿による健康被害対策、廃棄物処理対策等、社会問題化した環境に係る諸課題に対して国民の健康で文化的な生活を確保する役割を担うとともに、民間団体が行う環境の保全に関する活動の支援や環境政策に資する研究・技術開発の推進、気候変動適応策としての熱中症対策の推進等による、持続可能な循環共生型の社会の実現を目指す役割も一体的に担うことにより、我が国が直面する環境、経済、社会に関わる複合的な危機や課題の解決に寄与する法人である。 (略)

第2 中期目標の期間

中期目標の期間は、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間とする。

（補記1）以下、「前中期目標期間実績」とは、第4期中期目標期間における、令和元～令和4年度の実績を表す。

（補記2）各事業年度に係る業務の実績等に関する評価に当たっては、下記「第3」における中期目標の単位項目 （1）レベル（1.（5）については①レベル） をそれぞれ事業等のまとまりとして評価単位に設定する。

第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1. 社会課題解決による持続可能な成長の推進 ～時代の要請への対応～

（1）気候変動の影響への適応策の推進

熱中症による死亡者数は増加傾向にあり、地球温暖化の進行を考慮すれば、今後被害が更に拡大するおそれがあることから、今後起こりうる極端な高温も見据え、熱中症発生の予防対策を強化するため、令和5年5月に、気候変動適応法及び独立行政法人環境再生保全機構法が

第2 中期目標の期間

中期目標の期間は、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間とする。

（補記1）以下、「前中期目標期間実績」とは、第4期中期目標期間における、令和元～令和4年度の実績を表す。

（補記2）各事業年度に係る業務の実績等に関する評価に当たっては、下記「第3」における中期目標の単位項目 ①レベル（①レベルがない項目は（1）レベル） をそれぞれ事業等のまとまりとして評価単位に設定する。

第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1. 社会課題解決による持続可能な成長の推進 ～時代の要請への対応～

（1）気候変動の影響への適応策の推進

熱中症による死亡者数は増加傾向にあり、地球温暖化の進行を考慮すれば、今後被害が更に拡大するおそれがあることから、今後起こりうる極端な高温も見据え、熱中症発生の予防対策を強化するため、令和5年5月に、気候変動適応法及び独立行政法人環境再生保全機構法が

改正され、令和6年4月から、ERCAの業務として、環境大臣による熱中症警戒情報又は熱中症特別警戒情報の発表の前提となる情報の整理、分析及び提供を行うことと、地域における熱中症対策の推進に必要な情報の収集、整理、分析及び提供並びに研修を行うことが追加された。

また、気候変動適応法に基づき、政府は、令和5年5月に閣議決定した熱中症対策実行計画において、2030年までに熱中症による死亡者数を現状（令和4年（概数）における5年移動平均1,295名）から半減させることを目指す目標を掲げた。

同目標の達成に向けて、ERCAは、環境大臣が熱中症警戒情報等を発表する前提となる情報を安定的かつ的確に整理・分析・提供するとともに、地域における熱中症対策の支援により、全国各地での熱中症対策の底上げを図る必要がある。

① 熱中症警戒情報及び熱中症特別警戒情報の前提となる情報の整理・分析・提供

ERCAは、環境大臣による熱中症警戒情報等を発表する前提となる情報を安定的かつ的確に整理・分析・提供するため、熱中症警戒情報の運用を実施する期間（以下、「運用期間」という。）については、過去にない高温が生じていることを踏まえた現行運用期間の妥当性や健康との関係の検証など、PDCAサイクルを機能させ、その的確性の向上のための情報の整理・分析・提供を行

改正され、令和6年4月から、ERCAの業務として、環境大臣による熱中症警戒情報又は熱中症特別警戒情報の発表の前提となる情報の整理、分析及び提供を行うことと、地域における熱中症対策の推進に必要な情報の収集、整理、分析及び提供並びに研修を行うことが追加された。

また、気候変動適応法に基づき、政府は、令和5年5月に閣議決定した熱中症対策実行計画において、2030年までに熱中症による死亡者数を現状（令和4年（概数）における5年移動平均1,295名）から半減させることを目指す目標を掲げた。

同目標の達成に向けて、ERCAは、環境大臣が熱中症警戒情報等を発表する前提となる情報を安定的かつ的確に整理・分析・提供するとともに、地域における熱中症対策の支援により、全国各地での熱中症対策の底上げを図る必要がある。

① 熱中症警戒情報及び熱中症特別警戒情報の前提となる情報の整理・分析・提供

ERCAは、環境大臣による熱中症警戒情報等を発表する前提となる情報を安定的かつ的確に整理・分析・提供するため、熱中症警戒情報の運用を実施する期間（以下、「運用期間」という。）については、過去にない高温が生じていることを踏まえた現行運用期間の妥当性や健康との関係の検証など、PDCAサイクルを機能させ、その的確性の向上のための情報の整理・分析・提供を行

う。また、熱中症特別警戒情報については、環境大臣が、広域的に顕著な高温の持続が予測される場合に、人の健康に係る重大な被害が想定される社会的状況を迅速に把握し、総合判断するために必要な情報を日々収集し、整理・分析を行い、プッシュ型で環境省に対して情報提供を行う。

【評価指標 1-1-1】

- ・熱中症警戒情報については、過去にない高温が生じていることを踏まえた運用期間の妥当性や健康との関係の検証等に着目した PDCA サイクルを機能させることにより、地域特性に応じた予防行動が効果的に促されることを目指した、的確性の向上のための情報の整理・分析・提供の実施状況 毎年度 1 回以上
- ・熱中症特別警戒情報については、人の健康に係る重大な被害の未然防止のための予防行動が効果的に促されることを目指した、プッシュ型で環境省に対して情報提供するスキームの試行版の令和 6 年度目途の構築状況、及び、PDCA サイクルにより、国内外の顕著な高温が見られた地域における最新の経験・教訓を反映させるスキームの不断の改善の実施状況

【モニタリング指標】
(略)

う。また、熱中症特別警戒情報については、環境大臣が、広域的に顕著な高温の持続が予測される場合に、人の健康に係る重大な被害が想定される社会的状況を迅速に把握し、総合判断するために必要な情報を日々収集し、整理・分析を行い、プッシュ型で環境省に対して情報提供を行う。

【評価指標 1-1-1】

- ・熱中症警戒情報については、過去にない高温が生じていることを踏まえた運用期間の妥当性や健康との関係の検証等に着目した PDCA サイクルを機能させることにより、地域特性に応じた予防行動が効果的に促されることを目指した、的確性の向上のための情報の整理・分析・提供の毎年度 1 回以上の実施状況。
- ・熱中症特別警戒情報については、人の健康に係る重大な被害の未然防止のための予防行動が効果的に促されることを目指した、プッシュ型で環境省に対して情報提供するスキームの試行版の令和 6 年度目途の構築、及び、PDCA サイクルにより、国内外の顕著な高温が見られた地域における最新の経験・教訓を反映させるスキームの不断の改善の実施状況。

【モニタリング指標】
(略)

<目標水準の考え方>

地球温暖化の進行により、熱中症警戒情報の発表の回数・多発地域・期間は増加傾向にあることから、その的確性を毎年度向上させるために必要な情報を、期間・地域・健康との関係等に着目して整理・分析・提供を毎年度1回以上定期的に行う設定とする。

熱中症特別警戒情報については、空振りをおそれることなく的確に総合判断できるよう、国内外の顕著な高温が見られた地域の経験・教訓に関する最新の情報を反映させながら、プッシュ型の情報提供スキームを早期(試行版は令和6年度を目途)に構築し改善を図る設定とする。

<重要度：高>
(略)

<困難度：高>
(略)

<想定される外部要因>
(略)

② 地域における熱中症対策の支援

ERCA は、2030 年までの熱中症死亡者数の半減目標の達成を目指して、地方公共団体内の関係部局が連携・協

<目標水準の考え方>

地球温暖化の進行により、熱中症警戒情報の発表の回数・多発地域・期間は増加傾向にあることから、その的確性を毎年度向上させるために必要な情報を、期間・地域・健康との関係等に着目して整理・分析・提供を定期的に行う設定とする。

熱中症特別警戒情報については、空振りをおそれることなく的確に総合判断できるよう、国内外の顕著な高温が見られた地域の経験・教訓に関する最新の情報を反映させながら、プッシュ型の情報提供スキームを早期に構築し改善を図る設定とする。

<重要度：高>
(略)

<困難度：高>
(略)

<想定される外部要因>
(略)

② 地域における熱中症対策の支援

ERCA は、2030 年までの熱中症死亡者数の半減目標の達成を目指して、地方公共団体内の関係部局が連携・協

力して熱中症対策に取り組む体制の構築の促進、気候変動適応法に基づき市町村長が指定する熱中症対策普及団体や指定暑熱避難施設等の優良事例の創出、取組が遅れている市町村の支援等により、熱中症対策の底上げを行う。

また、地方公共団体の職員等への研修を行うことにより、優良事例の全国への展開を図る。

【評価指標 1-1-2】

- ・ ERCA が毎年度実施するアンケートにおいて、熱中症対策の体制を設けたと回答する地方公共団体の割合 当 当中期目標期間の最終年度までに都道府県では 100%、市区町村では 80%以上
- ・ 人事異動を考慮して 2 年間を通じて全国の地方公共団体の熱中症関連部署に所属する 1 名以上の職員が、ERCA が開催する熱中症対策の研修を受講するとともに、ERCA が実施する毎年度のアンケートにおいて、「理解した」と回答する研修受講者の割合 当 当中期目標期間中を通じて毎年度 80%以上、最終年度までには 90%以上

力して熱中症対策に取り組む体制の構築の促進、気候変動適応法に基づき市町村長が指定する熱中症対策普及団体や指定暑熱避難施設等の優良事例の創出、取組が遅れている市町村の支援等により、熱中症対策の底上げを行う。

また、地方公共団体の職員等への研修を行うことにより、優良事例の全国への展開を図る。

【評価指標 1-1-2】

令和 5 年度の環境省アンケートにおいて、体制（会議体や協議体等）を設けたという回答は、全国約 1800 の地方公共団体のうち、19%に留まっている。過去 5 年間（2017～2021 年）において、熱中症に起因して 1 人以上が死亡した市区町村の割合が約 80%あることを勘案し、 ERCA が毎年度実施するアンケートにおいて、熱中症対策の体制を設けたと回答する地方公共団体の割合 が、 当中期目標期間の最終年度までに都道府県では 100%、市区町村では 80%以上 となるよう支援する。

人事異動を考慮して 2 年間を通じて全国の地方公共団体の熱中症関連部署に所属する 1 名以上の職員が、ERCA が開催する熱中症対策の研修を受講するとともに、ERCA が実施する毎年度のアンケートにおいて、「理解した」と回答する研修受講者の割合 を、 当中期目標期間中を通じて毎年度 80%以上、最終年度までには 90%以上 とする。

【モニタリング指標】

(略)

＜目標水準の考え方＞

各都道府県が実施する熱中症対策においては、庁内横断的な関係部局間の相互理解、協力体制構築が大変重要である。一方で、令和5年度の環境省アンケートにおいて、体制（会議体や協議体等）を設けたという回答は、全国約1,800の地方公共団体のうち、19%に留まっている。また、過去5年間（2017～2021年）において、熱中症に起因して1人以上が死亡した市区町村の割合が約80%となっている。以上を勘案し、当中期目標期間の最終年度までに ERCA が実施するアンケートにおいて、体制（会議体や協議体等）を設けたという回答が、都道府県では100%、市区町村では80%以上にする設定とする。

2030年度までに熱中症による死亡者数を半減する政府目標を達成するためには、地域の熱中症対策を推進する地方公共団体において、効果的な熱中症対策が実施されることが重要であるため、ERCAの実施する研修を受講した地方公共団体等職員の受講後アンケート調査項目「理解度」を問う設問における「理解した」との回答割合を、当中期目標期間中を通じて毎年度80%以上、最終年度までに90%以上に設定する。

【モニタリング指標】

(略)

＜目標水準の考え方＞

各都道府県が実施する熱中症対策においては、庁内横断的な関係部局間の相互理解、協力体制構築が大変重要である。そのため、当中期目標期間の最終年度までに ERCA が実施するアンケートにおいて、体制（会議体や協議体等）を設けたという回答が、都道府県では100%、市区町村では80%以上にする設定とする。

2030年度までに熱中症による死亡者数を半減する政府目標を達成するためには、地域の熱中症対策を推進する地方公共団体において、効果的な熱中症対策が実施されることが重要であるため、ERCAの実施する研修を受講した地方公共団体等職員の受講後アンケート調査項目「理解度」を問う設問における「理解した」との回答割合を当中期目標期間の最終年度までに90%以上に設定する。

＜重要度：高＞
(略)

＜困難度：高＞
(略)

(2) 自然環境の保全・再生

「生物多様性及び生態系サービスの総合評価 2021」
(Japan Biodiversity Outlook 3) によると、我が国の
生物多様性は、過去 50 年間損失し続けているとされてい
る。令和 4 年 12 月に採択された世界目標「昆明・モン
リオール生物多様性枠組」を踏まえ、我が国では、令和
5 年 3 月に生物多様性国家戦略を改定し、2030 年までに
「自然を回復軌道に乗せるために生物多様性の損失を止
め反転させる」という、いわゆる「ネイチャーポジティ
ブ（自然再興）」の実現を掲げた。

我が国におけるネイチャーポジティブの実現に向けて
は、原生的な自然環境の保全に加えて、身近な自然など
二次的な自然環境も含めて保全を進めていく必要があ
り、国主体の取組に加えて、地方公共団体、企業、団体
及び個人（以下「地方公共団体・民間等」という。）によ
る活動を促進することが重要である。

こうした状況を踏まえ、令和 6 年 4 月に、「地域におけ
る生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法
律」（令和 6 年法律第 18 号、以下「地域生物多様性増進
法」という。）が制定され、令和 7 年 4 月から、ERCA の業

＜重要度：高＞
(略)

＜困難度：高＞
(略)

(新設)

務として、地域生物多様性増進法に基づく増進活動実施計画等の認定事務及び地域生物多様性増進活動※の促進に必要な情報の収集、整理、分析及び提供を行うことが追加された。

ERCA は、地域生物多様性増進活動の促進のため、増進活動実施計画等の申請に係る利便性の向上、普及啓発等により申請件数を維持・増加させ、それらの申請を安定的かつ効率的に処理するとともに、活動の質の向上のための技術研修、活動の継続性を担保するためのフォローアップを行う。

※里地、里山その他の人の活動により形成された生態系の維持又は回復、生態系の重要な構成要素である在来生物の生息地又は生育地の保護又は整備、生態系に被害を及ぼす外来生物の防除及び鳥獣の管理その他の地域における生物多様性の増進のための活動をいう（地域生物多様性増進法第2条第3項）

【評価指標 1-2-1】

- ・増進活動実施計画等の新規申請件数 当中期目標期間の最終年度までに 1,300 件以上（新規指標のため実績なし）
- ・ERCA が開催する技術向上のための研修後に実施する受講者アンケートにおいて、提供した情報等を「活用した」と回答する研修受講者の割合 当中期目標期間中を通じて毎年度 80%以上（新規指標のため実績なし）

【モニタリング指標】

- ・申請に係る利便性向上のための取組状況（新規指標

のため実績なし)

- ・標準処理期間内に処理した新規申請の割合（新規指標のため実績なし)
- ・ERCA が開催する普及啓発のためのセミナー及び技術向上のための研修等の実施回数及び参加者数（新規指標のため実績なし)
- ・有識者マッチング制度に基づく活動実施者に対する有識者紹介件数（新規指標のため実績なし)
- ・優良事例の収集や地方公共団体が選定する生物多様性保全上重要な場等の情報収集、情報提供その他の普及啓発に係る取組状況（新規指標のため実績なし)
- ・増進活動実施計画等の認定を受けてから、1年に1度以上活動状況等を情報共有している者の割合（認定を受けてからの期間が1年に満たない者を除く。）（新規指標のため実績なし)
- ・増進活動実施計画等の認定を受けた活動実施者に対して、ERCA が助言を行った件数（新規指標のため実績なし)

<目標水準の考え方>

我が国全体において地域生物多様性増進活動を促進しネイチャーポジティブを実現するためには、増進活動実施計画等の認定件数の維持・増加及び活動の質の向上が必要である。

このため、評価指標に関する目標水準について、以下の設定とする。

- ・増進活動実施計画等の新規申請件数を、当中期目標期間の最終年度までに 1,300 件以上
- ・ERCA が開催する技術向上のための研修後に実施する受講者アンケートにおいて、提供した情報等を「活用した」と回答する研修受講者の割合を、当中期目標期間中を通じて毎年度 80%以上

<重要度：高>

2030 年ネイチャーポジティブの実現に向けた社会変革のためには、国だけでなく、地域のあらゆる主体が関わり、生物多様性の増進に取り組むことが重要である。ERCA が担う業務は、身近な自然環境も含めた国土全体において、地方公共団体・民間等の様々な主体がボトムアップで自ら生物多様性の増進活動に取り組むことを促進するものであり、社会変革に向けて極めて重要であるため。

<困難度：高>

本業務の認定対象とする地域生物多様性増進活動は、地域の自然環境の状況、森林、農地、河川、沿岸域などの様々な生態系タイプ及び生育・生息する動植物の生態等に応じて、適切な活動手法、モニタリング手法が異なり、多種多様な活動計画の認定申請がなされることが想定される。

ERCA には、それらの多様な活動計画に関する年間数百件の認定事務、地域や生態系タイプに応じた様々な技術研修等の実施、地方公共団体・民間等の

状況に応じた伴走支援やフォローアップによる活動継続などを、着実に実施するために幅広い分野の専門的な知識と高度な事務処理能力が必要であるため。

＜想定される外部要因＞

自然災害の発生等により活動の継続に著しい影響を与える事象が発生した場合や、自然関連財務情報開示タスクフォース（TNFD）等の自然関連の情報開示の動向、生物多様性に関する社会的関心の変化等により申請件数が著しく変動した場合、評価において適切に考慮することが必要である。

（３）環境問題に関する調査・研究・技術開発

① サーキュラーエコノミー（戦略的イノベーション創造プログラム等）に関する研究推進

内閣府の戦略的イノベーション創造プログラム（以下「SIP」という。）において、ERCAが研究推進法人として指定された研究課題「サーキュラーエコノミーシステムの構築」（令和５年度～令和９年度）について、戦略及び開発計画に沿って、プログラムディレクター（PD）の要請に応じ、当該課題の推進に必要な業務（研究開発責任者の公募、契約の締結、資金の管理、研究開発テーマの進捗管理、成果等の広報・情報提供等）を遂行する。

（２）環境問題に関する調査・研究・技術開発

① サーキュラーエコノミー（戦略的イノベーション創造プログラム等）に関する研究推進

内閣府の戦略的イノベーション創造プログラム（以下「SIP」という。）において、ERCAが研究推進法人として指定された研究課題「サーキュラーエコノミーシステムの構築」（令和５年度～令和９年度）について、戦略及び開発計画に沿って、プログラムディレクター（PD）の要請に応じ、当該課題の推進に必要な業務（研究開発責任者の公募、契約の締結、資金の管理、研究開発テーマの進捗管理、成果等の広報・情報提供等）を遂行する。

「サーキュラーエコノミーシステムの構築」では、大量に使用・廃棄されるプラスチック等素材の資源循環を加速するため、原料の調達から、設計・製造段階、販売・消費、分別・回収、リサイクルの段階までのデータを統合し、サプライチェーン全体として産業競争力の向上や環境負荷を最小化するサーキュラーエコノミーシステムの構築を目指し技術開発を行う。同時に、消費者の行動変容を促す環境整備及び気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）、TNFD 等の国際的ルール形成への対応についても併せて検討する。

また、SIP における研究成果を、他の研究開発プロジェクトと連携させることや外部資金等を活用することにより、研究開発及び社会実装の促進に取り組む。

(略)

【評価指標 1-3-1】

(略)

【評価指標 1-3-2】

- ・高い研究レベルを確保するため、応募件数について前中期目標期間の水準以上を確保 319 件／年（前中期目標期間の実績平均値：319 件／年）
- ・人文社会科学分野を含む多様な分野の若手研究者の確保の状況
- ・研究成果に対する外部有識者委員会による肯定的な事後評価（5 段階中上位 2 段階の評価の割合）を獲得する課題数の割合について前中期目標期間実績平均値と同程度を確保 平均 93%（前中期目標期間実績：平均

「サーキュラーエコノミーシステムの構築」では、大量に使用・廃棄されるプラスチック等素材の資源循環を加速するため、原料の調達から、設計・製造段階、販売・消費、分別・回収、リサイクルの段階までのデータを統合し、サプライチェーン全体として産業競争力の向上や環境負荷を最小化するサーキュラーエコノミーシステムの構築を目指し技術開発を行う。同時に、消費者の行動変容を促す環境整備及び気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）、自然関連財務情報開示タスクフォース（TNFD） 等の国際的ルール形成への対応についても併せて検討する。

また、SIP における研究成果を、他の研究開発プロジェクトと連携させることや外部資金等を活用することにより、研究開発及び社会実装の促進に取り組む。

(略)

【評価指標 1-2-1】

(略)

【評価指標 1-2-2】

- ・高い研究レベルを確保するため、応募件数について前中期目標期間の水準以上を確保（前中期目標期間の実績平均値：319 件／年）
- ・人文社会科学分野を含む多様な分野の若手研究者の確保の状況
- ・研究成果に対する外部有識者委員会による肯定的な事後評価（5 段階中上位 2 段階の評価の割合）を獲得する課題数の割合について前中期目標期間実績平均値と同程度を確保（前中期目標期間実績：平均 93%）

93%)

- ・研究期間終了3年後の追跡評価における推進費研究成果（革新型研究開発（若手枠）を除く。）の社会実装率（法令、行政計画、報告書等に反映された研究課題の割合）について前中期目標期間の水準以上を確保
68%（前中期目標期間平均：68%）

<目標水準の考え方>

高い研究レベルを確保するためには、一定の応募件数を確保する必要があるという視点で、前中期目標期間の水準 319件/年 以上の応募件数を確保することを目指す設定とする。

人文社会科学分野を含む多様な分野の若手研究者の育成を図ることは極めて重要であることから、若手研究者が挑戦的・革新的な研究に専念できる研究環境を整備することを目指す設定とする。

環境政策の推進にとって不可欠な科学的知見の集積及び技術開発の促進を図るためには、研究期間中において、研究の質が向上し、研究目標を達成しているかが極めて重要である。このため、研究の質等について外部有識者が事後評価を行い、その評価結果が前中期目標期間実績平均値 93% と同程度を確保することを目指す設定とする。

研究成果の社会実装を向上させるためには、研究終了後の環境省への橋渡し、企業マッチング支援、外部資金の獲得支援等が極めて重要であるため、研究期間終了3年後の追跡評価における推進費研究成果の社会

- ・研究期間終了3年後の追跡評価における推進費研究成果（革新型研究開発（若手枠）を除く。）の社会実装率（法令、行政計画、報告書等に反映された研究課題の割合）について前中期目標期間の水準以上を確保
（前中期目標期間平均：68%）

<目標水準の考え方>

高い研究レベルを確保するためには、一定の応募件数を確保する必要があるという視点で、前中期目標期間の水準以上の応募件数を確保することを目指す設定とする。

人文社会科学分野を含む多様な分野の若手研究者の育成を図ることは極めて重要であることから、若手研究者が挑戦的・革新的な研究に専念できる研究環境を整備することを目指す設定とする。

環境政策の推進にとって不可欠な科学的知見の集積及び技術開発の促進を図るためには、研究期間中において、研究の質が向上し、研究目標を達成しているかが極めて重要である。このため、研究の質等について外部有識者が事後評価を行い、その評価結果が前中期目標期間実績平均値と同程度を確保することを目指す設定とする。

研究成果の社会実装を向上させるためには、研究終了後の環境省への橋渡し、企業マッチング支援、外部資金の獲得支援等が極めて重要であるため、研究期間終了3年後の追跡評価における推進費研究成果の社会

実装率（法令、行政計画、報告書等に反映された研究課題の割合）を前中期目標期間の水準 68% 以上を確保することを目指す設定とする。

なお、革新型研究開発（若手枠）は新規性・独創性・革新性に重点を置いた研究区分であり、社会実装までは相当な期間が必要なことから、3年後の社会実装率からは除外する。

(4) (略)

(略)

【評価指標 1-4-1】

- ・地球環境基金の助成終了後1年以上経過した案件の実質的な活動継続率 平均 92%（前中期目標期間実績：平均 92%）

【評価指標 1-4-2】

- ・地球環境基金の助成を受けた活動に対する外部有識者委員会による事後評価の得点 10 点満点中平均 7.8 点（前中期目標期間実績：10 点満点中平均 7.8 点）

【評価指標 1-4-3】

- ・環境ユースネットワーク事業への参加者数 471.5 人（前中期目標期間実績：471.5 人）

(5) (略)

実装率（法令、行政計画、報告書等に反映された研究課題の割合）を前中期目標期間の水準以上を確保することを目指す設定とする。

なお、革新型研究開発（若手枠）は新規性・独創性・革新性に重点を置いた研究区分であり、社会実装までは相当な期間が必要なことから、3年後の社会実装率からは除外する。

(3) (略)

(略)

【評価指標 1-3-1】

- ・地球環境基金の助成終了後1年以上経過した案件の実質的な活動継続率（前中期目標期間実績：平均 92%）

【評価指標 1-3-2】

- ・地球環境基金の助成を受けた活動に対する外部有識者委員会による事後評価の得点（前中期目標期間実績：10 点満点中平均 7.8 点）

【評価指標 1-3-3】

- ・環境ユースネットワーク事業への参加者数（前中期目標期間実績：471.5 人）

(4) (略)

2. 人の命と環境を守る基盤的取組の着実な実施 ～不変の原点の追求～

(1) 公害健康被害の補償

【評価指標 2-1-1】

- ・ 賦課金に係る申告率 99%（前中期目標期間実績：99%以上）

(2) 公害健康被害の予防

【評価指標 2-2-1】

- ・ 治療若しくはリハビリ支援アプリ、又は、呼吸リハに係る調査研究の採択課題の割合 平均 28.5%（前中期目標期間実績：平均 19%）
- ・ 調査研究における研究管理及び研究実施のサポート状況
- ・ 事業従事者・コメディカルスタッフ向け研修の受講者数 平均 823 人／年（前中期目標期間実績：平均 823 人／年）
- ・ 医療従事者・NPO 等のステークホルダーとの協働事業の促進状況

<目標水準の考え方>

ぜん息患者等の治療と自己管理を促進するためには、呼吸リハをはじめとする医療ツールのデジタル化に関する研究が必要であるため、調査研究の公募について、治療又はリハビリ支援アプリ、呼吸リハに係る

2. 人の命と環境を守る基盤的取組の着実な実施 ～不変の原点の追求～

(1) 公害健康被害の補償

【評価指標 2-1-1】

- ・ 賦課金に係る申告率 （前中期目標期間実績：99%以上）

(2) 公害健康被害の予防

【評価指標 2-2-1】

- ・ 治療若しくはリハビリ支援アプリ、又は、呼吸リハに係る調査研究の採択課題の割合 （前中期目標期間実績：平均 19%）
- ・ 調査研究における研究管理及び研究実施のサポート状況
- ・ 事業従事者・コメディカルスタッフ向け研修の受講者数 （前中期目標期間実績：平均 823 人／年）
- ・ 医療従事者・NPO 等のステークホルダーとの協働事業の促進状況

<目標水準の考え方>

ぜん息患者等の治療と自己管理を促進するためには、呼吸リハをはじめとする医療ツールのデジタル化に関する研究が必要であるため、調査研究の公募について、治療又はリハビリ支援アプリ、呼吸リハに係る

採択課題の割合を前中期目標期間実績の平均値より50%以上増加させた平均 28.5%以上を目指す設定とする。

また、呼吸リハの幅広い普及を目指し、オンライン化により前中期目標期間中に急増させた事業従事者・コメディカルスタッフ向け研修の受講者数平均 823 人／年を維持する設定とする。

さらに、患者のニーズに寄り添えるよう協働の取組を促す。

（３）石綿による健康被害の救済

【評価指標 2-3-1】

- ・被認定者の医療の受けやすさに関する満足度 平均 82%（前中期目標期間実績：平均 82%）

【モニタリング指標】

- ・認定等決定から初回療養手当の支給までの処理日数 平均 17 日（前中期目標期間実績：平均 17 日）

【評価指標 2-3-2】

- ・療養中の方及び未申請死亡者の遺族からの認定申請・請求から認定等決定までの処理日数 当中期目標期間の最終年度までに平均 131 日以内（前中期目標期間実績：平均 164 日）

採択課題の割合を前中期目標期間実績の平均値より50%以上増加させる設定とする。

また、呼吸リハの幅広い普及を目指し、オンライン化により前中期目標期間中に急増させた事業従事者・コメディカルスタッフ向け研修の受講者数を維持する設定とする。

さらに、患者のニーズに寄り添えるよう協働の取組を促す。

（３）石綿による健康被害の救済

【評価指標 2-3-1】

- ・被認定者の医療の受けやすさに関する満足度 （前中期目標期間実績：平均 82%）

【モニタリング指標】

- ・認定等決定から初回療養手当の支給までの処理日数（前中期目標期間実績：平均 17 日）

【評価指標 2-3-2】

- ・療養中の方及び未申請死亡者の遺族からの認定申請・請求から認定等決定までの処理日数 （当中期目標期間の最終年度までに平均 131 日以内）（前中期目標期間実績：平均 164 日）

第4 業務運営の効率化に関する事項

(1) 経費の効率化

① (略)

② 業務経費

公害健康被害補償業務、地球環境基金事業、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金による助成業務、維持管理積立金の管理業務、推進費による研究推進業務のうち補償給付費等の法令に基づく義務的な経費以外の運営費交付金を充当する業務経費（人件費、新規に追加される業務、システム関連経費、競争的研究費及び効率化が困難であると認められる経費を除く。）及び石綿健康被害救済関係経費に係る業務経費（人件費、システム関連経費、石綿健康被害救済給付金及び効率化が困難であると認められる経費を除く。）について、業務運営の効率化等の取組により、当中期目標期間の最終年度において前中期目標期間の最終年度比で5%以上の削減を各勘定で行う。

ただし、熱中症対策業務（人件費、新規に追加される業務、システム関連経費及び効率化が困難であると認められる経費を除く。）については、令和7年度以降毎年度、生物多様性増進業務（人件費、新規に追加される業務、システム関連経費及び効率化が困難であると認められる経費を除く。）については、令和8年度以降毎年度、前年度比1.021%以上の効率化を図るものとする。

第4 業務運営の効率化に関する事項

(1) 経費の効率化

① (略)

② 業務経費

公害健康被害補償業務、地球環境基金事業、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金による助成業務、維持管理積立金の管理業務、推進費による研究推進業務のうち補償給付費等の法令に基づく義務的な経費以外の運営費交付金を充当する業務経費（人件費、新規に追加される業務、システム関連経費、競争的研究費及び効率化が困難であると認められる経費を除く。）及び石綿健康被害救済関係経費に係る業務経費（人件費、システム関連経費、石綿健康被害救済給付金及び効率化が困難であると認められる経費を除く。）について、業務運営の効率化等の取組により、当中期目標期間の最終年度において前中期目標期間の最終年度比で5%以上の削減を各勘定で行う。

ただし、熱中症対策業務（人件費、新規に追加される業務、システム関連経費及び効率化が困難であると認められる経費を除く。）については、令和7年度以降毎年度、前年度比1.021%以上の効率化を図るものとする。

(2) ~ (4) (略)

第5 財務内容の改善に関する事項
(略)

第6 その他業務運営に関する重要事項
(略)

独立行政法人環境再生保全機構（環境問題に関する調査・研究・技術開発）における評価軸等
(略)

(2) ~ (4) (略)

第5 財務内容の改善に関する事項
(略)

第6 その他業務運営に関する重要事項
(略)

独立行政法人環境再生保全機構（環境問題に関する調査・研究・技術開発）における評価軸等
(略)

独立行政法人環境再生保全機構に係る政策体系（案）

■ 環境保全施策の体系

「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針改定版」、
「第6期科学技術・イノベーション基本計画」等の政府方針

<環境問題の各分野に係る施策>

○地球環境の保全、○生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する取組、○循環型社会の形成、

○水環境、土壌環境、地盤環境、海洋環境、大気環境の保全に関する取組、○包括的な化学物質対策に関する取組

<各種施策の基盤となる施策等>

○グリーンな経済システムの構築、○国際的取組に係る施策、○技術開発、調査研究、監視・観測等の充実等、

○環境情報の整備と提供・広報の充実、○環境影響評価、○地域づくり・人づくりの推進、

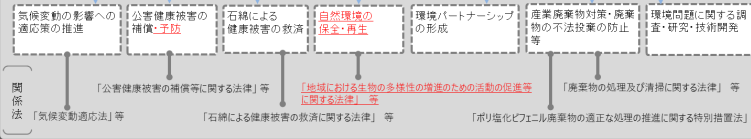
○環境保健対策、○公害紛争処理等及び環境犯罪対策

※大字が法人の業務に係る施策

■ 法人の業務

★独立行政法人環境再生保全機構法(抄)

【機構の目的】 良好な環境の創出その他の環境の保全を図り、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人間の福祉に貢献することを目的とする。（第3条）



（※「国民に対して提供するサービスその他の業務」として実施する業務を上記に記載）

独立行政法人環境再生保全機構に係る政策体系

■ 環境保全施策の体系

「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針改定版」、
「第6期科学技術・イノベーション基本計画」等の政府方針

<環境問題の各分野に係る施策>

○地球環境の保全、○生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する取組、○循環型社会の形成、

○水環境、土壌環境、地盤環境、海洋環境の保全に関する取組、○大気環境保全に関する取組、○包括的な化学物質対策に関する取組

<各種施策の基盤となる施策等>

○グリーンな経済システムの構築、○国際的取組に係る施策、○技術開発、調査研究、監視・観測等の充実等、

○環境情報の整備と提供・広報の充実、○環境影響評価、○地域づくり・人づくりの推進、

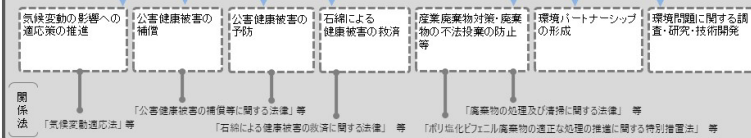
○環境保健対策、○公害紛争処理等及び環境犯罪対策

※大字が法人の業務に係る施策

■ 法人の業務

★独立行政法人環境再生保全機構法(抄)

【機構の目的】 良好な環境の創出その他の環境の保全を図り、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人間の福祉に貢献することを目的とする。（第3条）



【※「国民に対して提供するサービスその他の業務」として実施する業務を上記に記載】